

# 中間検証報告書を踏まえた取組の 進捗状況について

令和3年3月29日



厚生労働省 社会・援護局  
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

# 厚生労働省に関するKPIの進捗状況 について

# 厚生労働省に関するKPIの進捗状況について

- 基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指しており、全市町村における①中核機関等の整備※、②市町村計画の策定、③協議会の設置を、KPIとして設定している。  
※まずは広報・相談の2機能の整備に着手。残りの利用促進(受任調整等)・後見人支援の機能充実は段階的・計画的に取り組むものとしている。
- 基本計画の4年目となる令和2年度(10月時点)において、①中核機関等の整備、②市町村計画の策定、③協議会の設置の状況は十分とは言えず、今後も体制整備を後押しする取組が必要である。

【①中核機関等の整備】 令和2年10月時点:678市区町村(38.9%) ⇒ 令和3年度末見込: 961市区町村(55.2%)  
 【②市町村計画の策定】 令和2年10月時点:285市区町村(16.4%) ⇒ 令和3年度末見込:1,021市区町村(58.6%)  
 【③協議会の設置】 令和2年10月時点:304市区町村(17.5%) ⇒ 令和3年度末見込: 658市区町村(37.8%)

## 厚生労働省関係のKPIと進捗状況

工程表における記載	KPI(令和3年度末の目標)		
	項目	数値等の目標	現状値等 ※1 R2.10.1時点 ※2 R2年度末時点
I 制度の周知	○ 中核機関(権利擁護センター等を含む)においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数(参考値)・成年後見制度利用者数(保佐・補助・任意後見割合を含む)	全1741市区町村	642市区町村(36.8%)※1
II 市町村計画の策定	○ 市町村計画を策定した市区町村数	全1741市区町村	285市区町村(16.4%)※1
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	○ 後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数	全47都道府県	15都道府県※2
	○ 2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入	—	○ 医療・介護従事者向けの認知症対応力向上研修用の意思決定支援のプログラムを策定(H31) ○ これを受け、研修カリキュラムを見直し(R2)
	○ 厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定	—	○ 研修カリキュラムを検討し(H29)、30年度に研修カリキュラムを策定(H30) ○ これを踏まえ、相談支援従事者研修等において研修を実施(R2~)
IV 地域連携ネットワークづくり	○ 中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数	全1741市区町村	678市区町村(38.9%)※1
	○ 中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数	800市区町村	331市区町村(41.4%)※1
	○ 中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数	200市区町村	112市区町村(56.0%)※1
	○ 協議会等の合議体を設置した市区町村数	全1741市区町村	304市区町村(17.5%)※1
	○ 国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数	3500人	3,222人※2
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	○ 医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供	—	○ 令和元年5月に策定したガイドラインの活用状況等の調査を実施(R2)

# 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(令和2年度概要版抜粋)

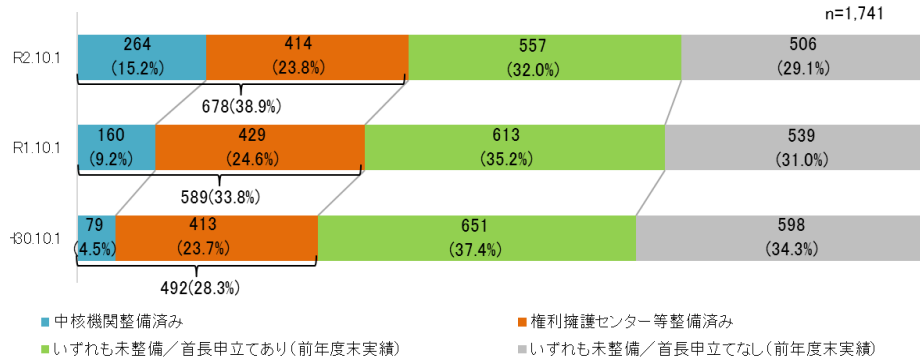
調査概要: 全国の市町村(1,741自治体)及び47都道府県

調査時点: 令和2年10月1日(一部の調査項目は令和元年度実績等)

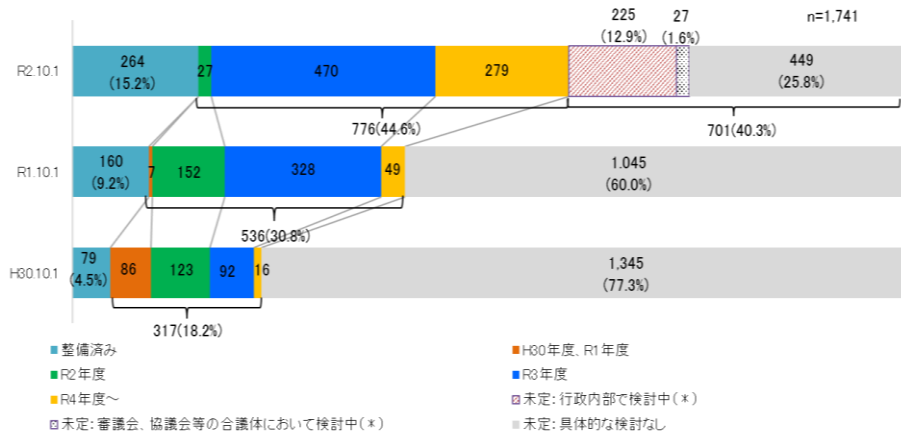
※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある。

## 1 中核機関等の整備状況 <R2.10時点: 678市町村(38.9%)⇒R3年度末見込: 961市町村(55.2%)>【KPI: 1,741市町村】

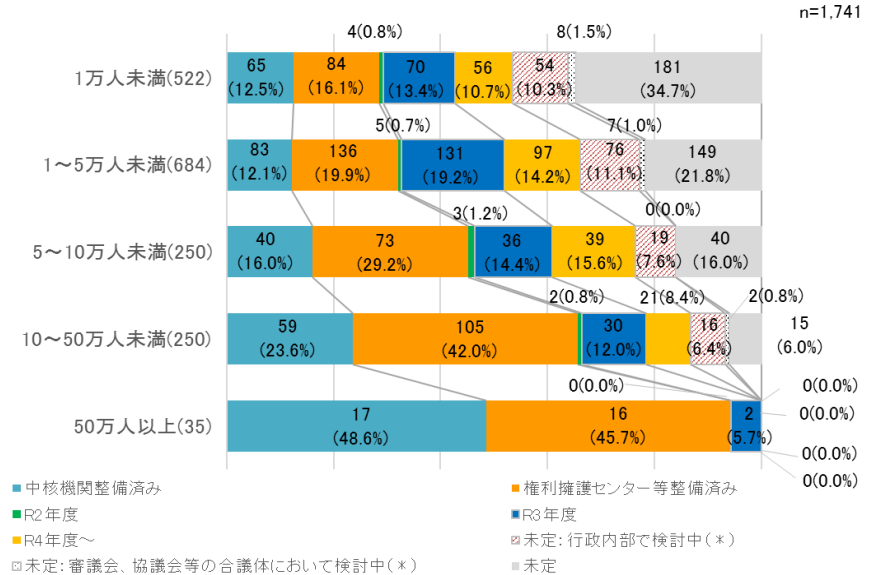
### ●中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<全体>



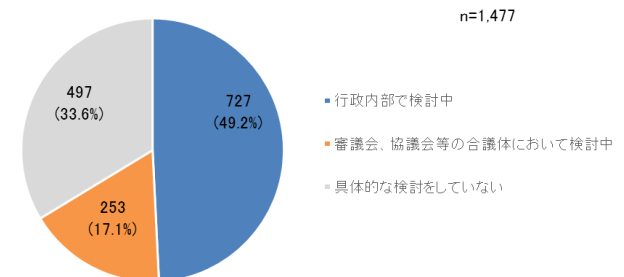
### ●中核機関の整備(予定)時期<全体>



### ●中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<自治体規模別>

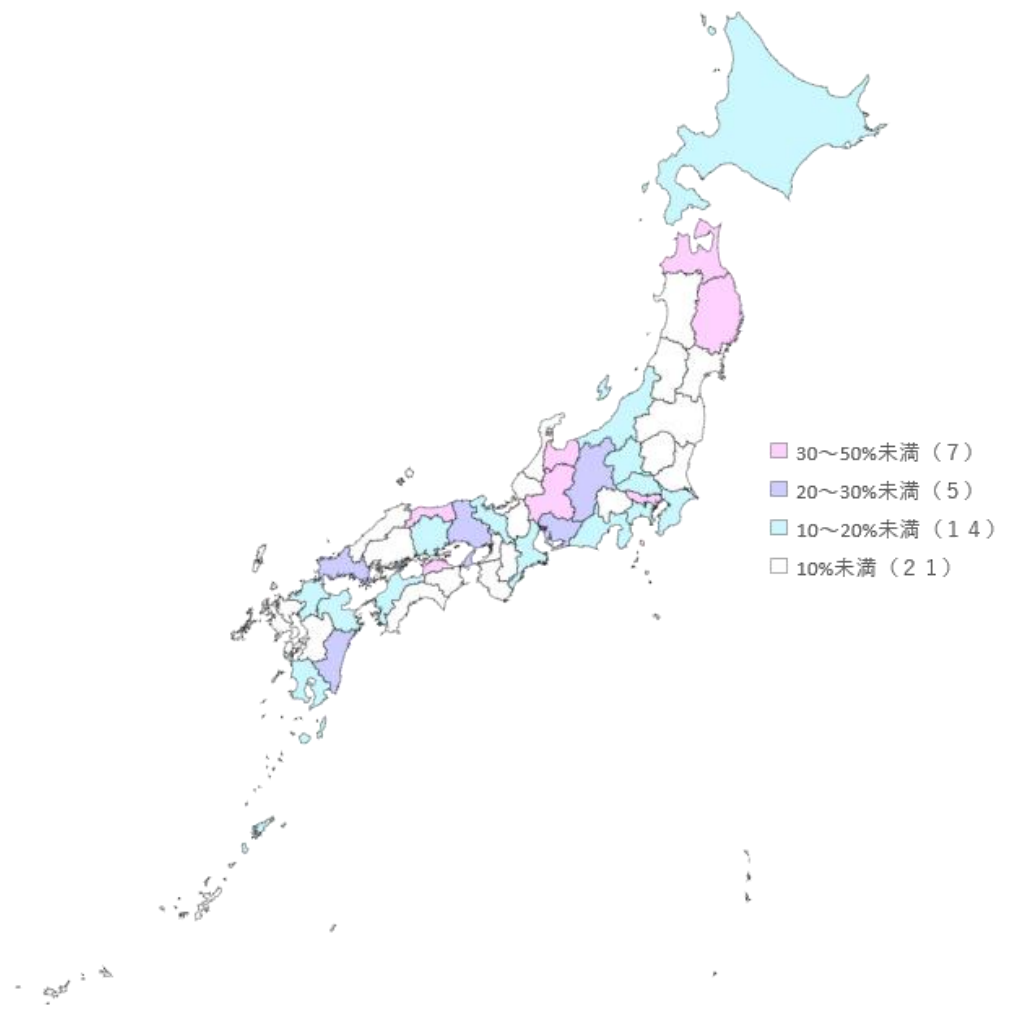


### ●中核機関未整備市町村における検討状況<未整備1,477自治体>

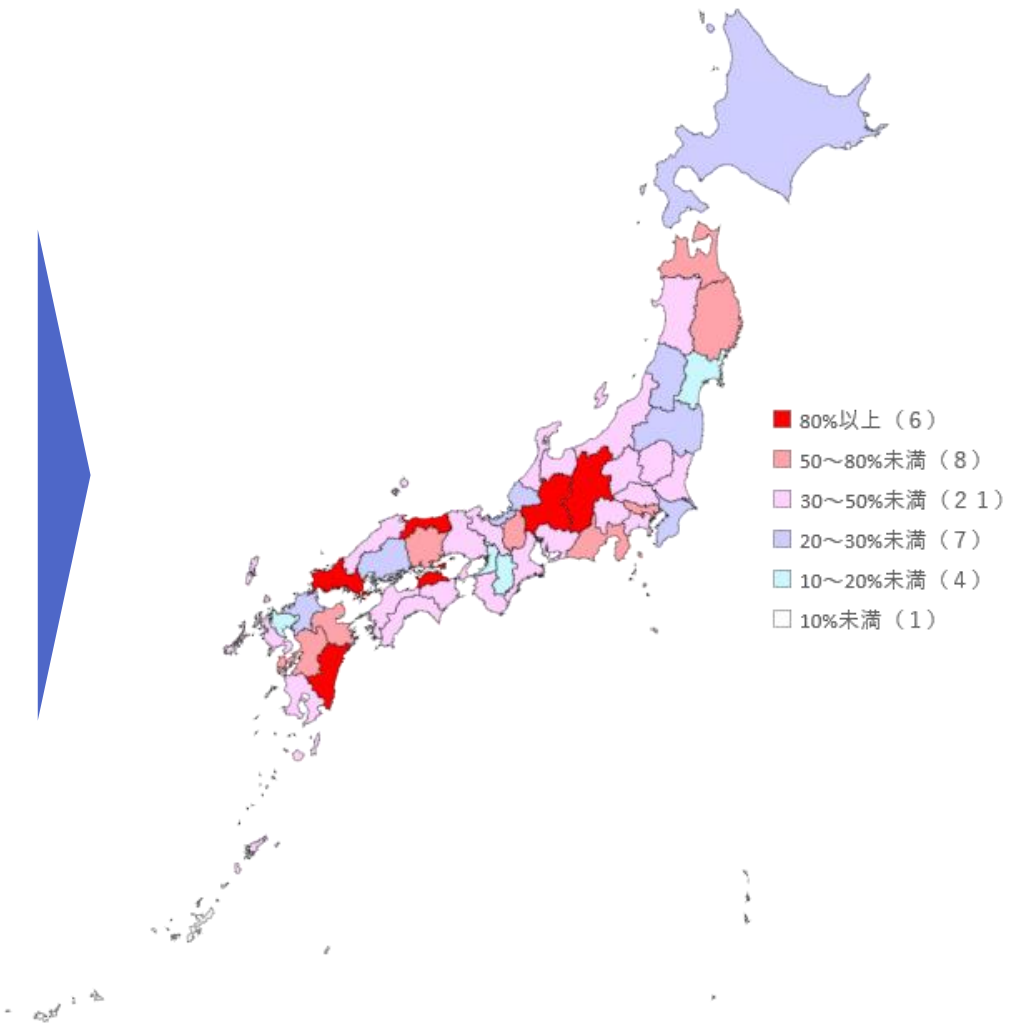


(参考) 中核機関整備における都道府県別の状況について

令和2年10月時点



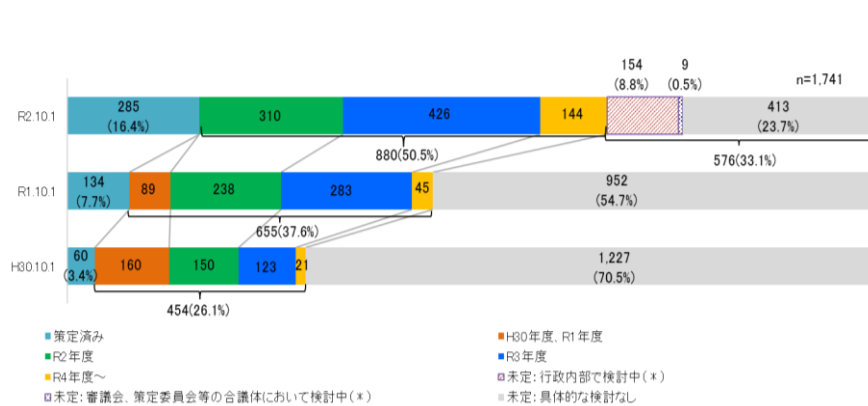
令和3年度末(見込み)



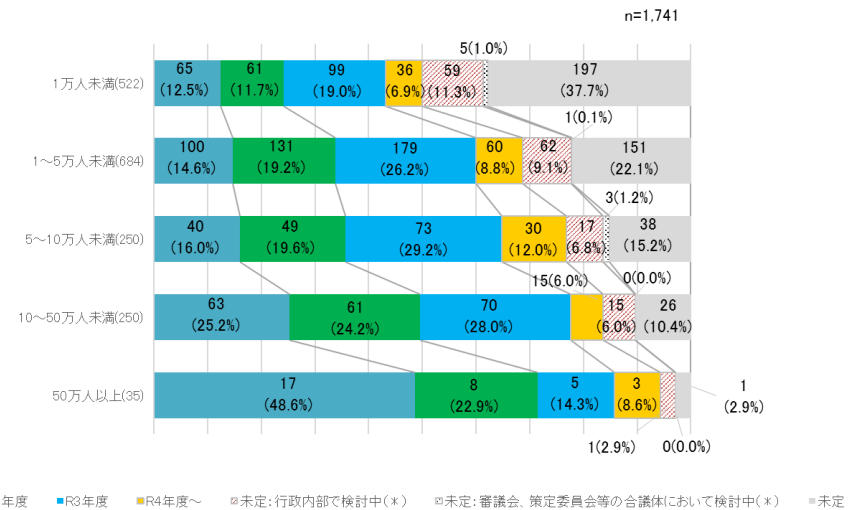
(出所)厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の結果を用いて、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

## 2 市町村計画の策定状況 <R2.10時点:285市町村(16.4%)⇒R3年度末見込:1,021市町村(58.6%)>【KPI:1,741市町村】

### ●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期<全体>

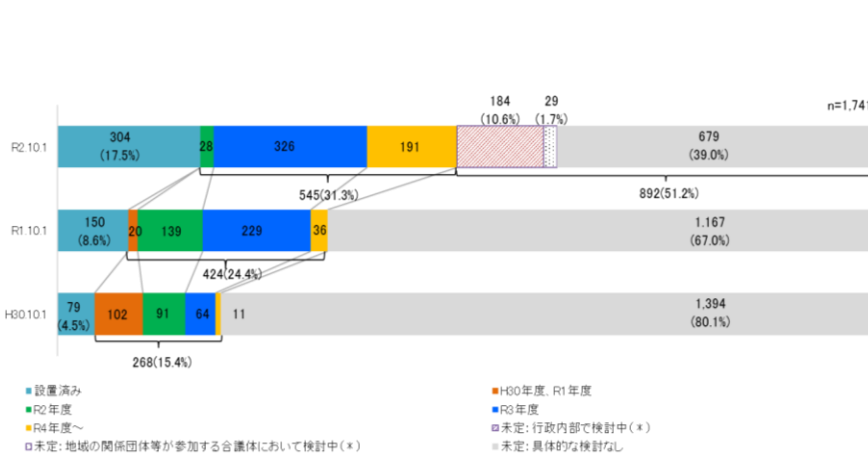


### ●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期<自治体規模別>

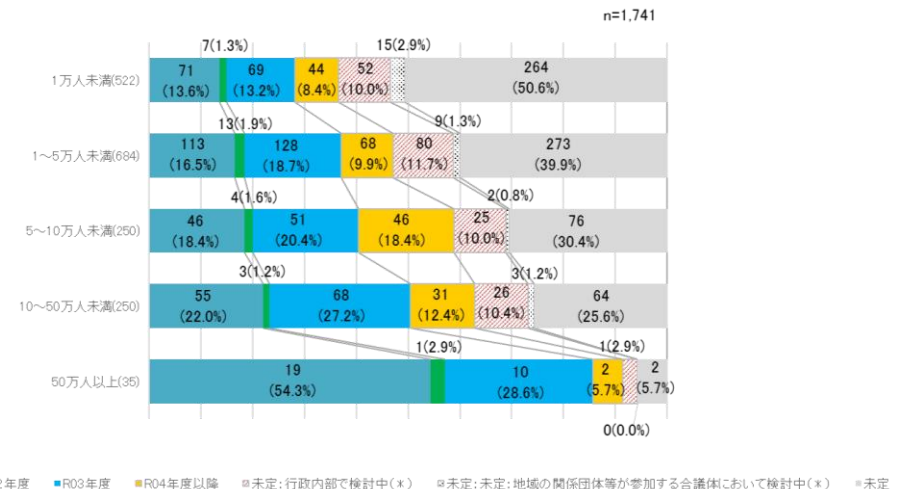


## 3 協議会の設置状況 <R2.10時点:304市町村(17.5%)⇒R3年度末見込:658市町村(37.8%)>【KPI:1,741市町村】

### ●協議会等の設置状況、設置(予定)時期<全体>

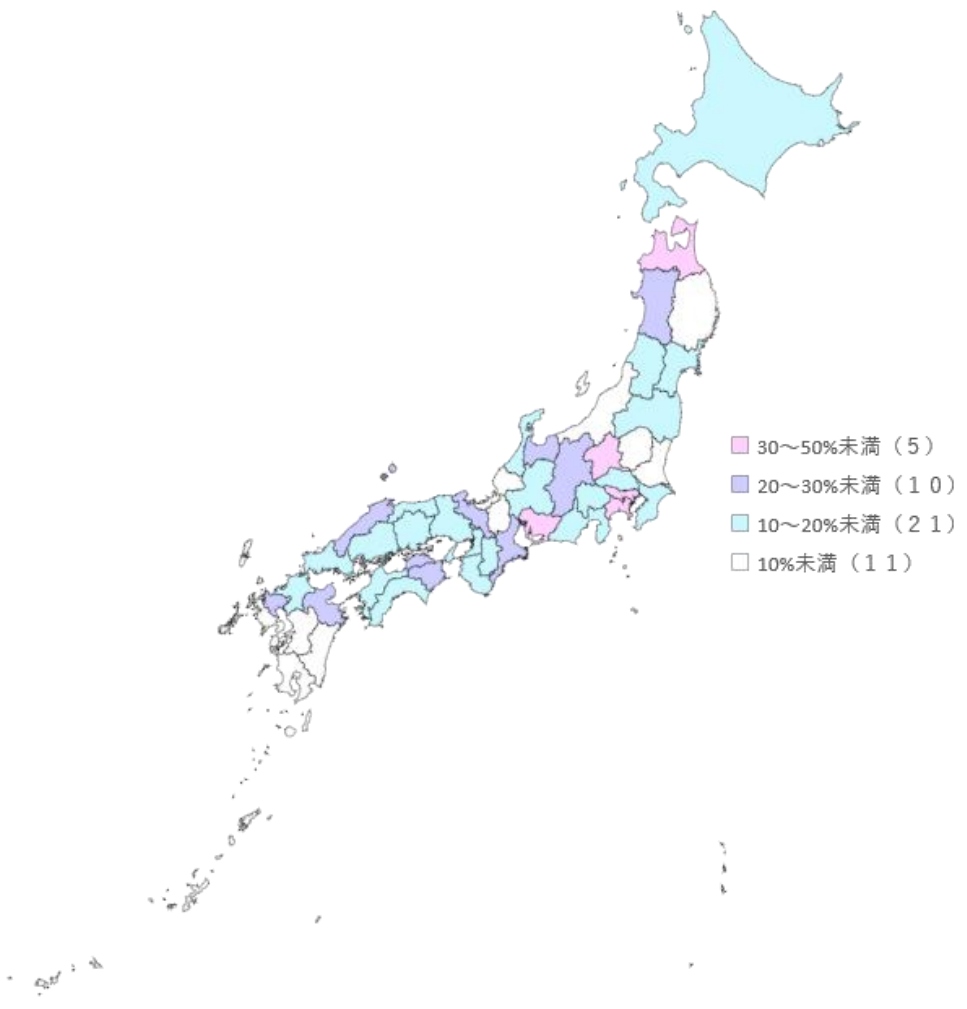


### ●協議会等の設置状況、設置(予定)時期<自治体規模別>

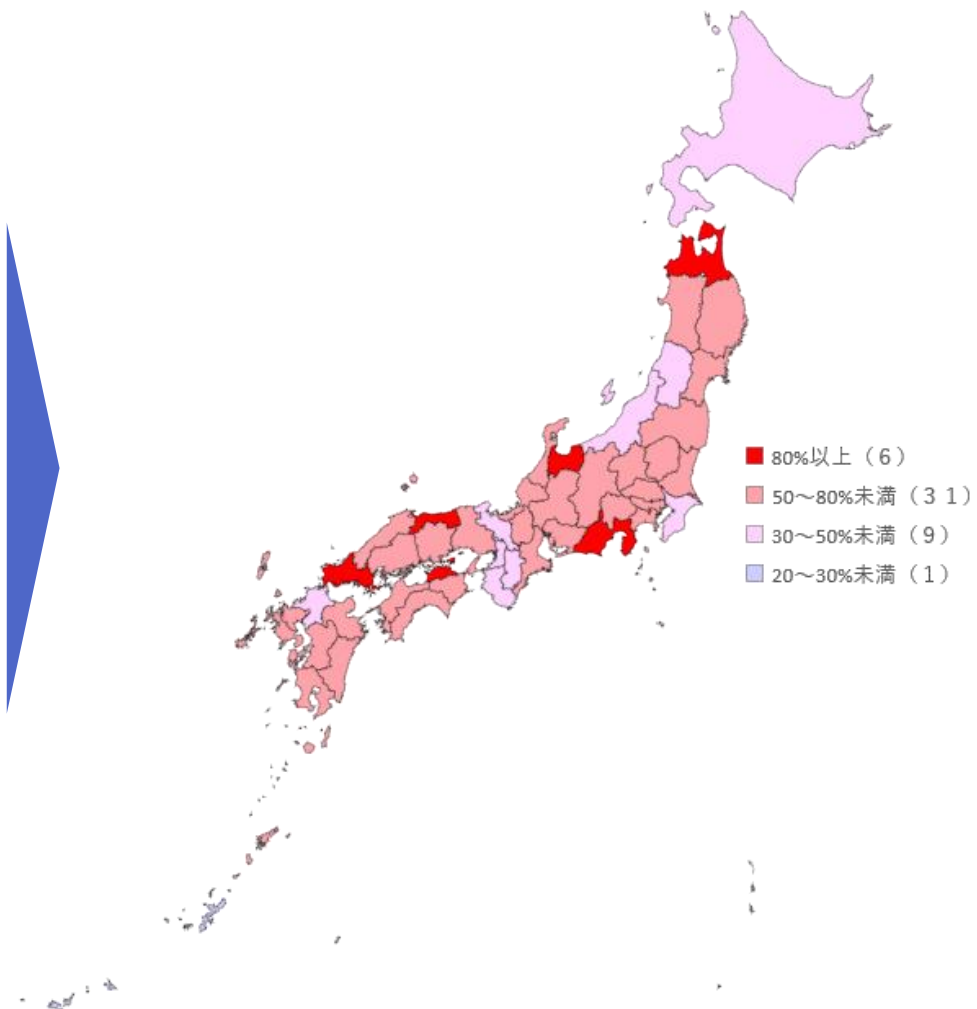


(参考) 市町村計画策定における都道府県別の状況について

令和2年10月時点



令和3年度末(見込み)



(出所) 厚生労働省「令和2年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の結果を用いて、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

# 体制整備に関する取組について



# 地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備に関する取組の概要

- 厚生労働省では、すべての市町村において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指し、中核機関等の整備や市町村計画の策定、協議会の設置といった市町村の体制整備を推進する取組を実施。
- 基本計画の中間検証を行う中間年度(令和元年度)までは、権利擁護支援の必要性や体制整備の重要性等に関する知識や考え方、体制整備のノウハウ等を広く、市町村に浸透させることを進めてきた。
- 令和2年度からは、基本計画の各施策の進捗状況を踏まえて、個別の課題の整理・検討を行った中間検証報告書を受け、市町村が抱える体制整備に関する個別的な課題等への対応にも取り組んでいる。

## 中間検証までの主な取組（全国に体制整備に関する基本的な考え方を浸透）



- 自治体・中核機関職員研修(基礎・応用)、都道府県職員研修の実施（令和元年度～）
- 実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催（平成30年度：東京・仙台・兵庫・広島・福岡で開催、令和元年度：東京で開催）
- 「体制整備の手引き」、「実務の手引き」、「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」、「市町村計画策定の手引き」の作成（平成29年度～）
- 市町村・都道府県等に最新の動向を周知する「ニュースレター」の発行（平成30年度～。第29号まで発行）

## 中間検証以降の主な取組（体制整備の個別的な支援策を追加し、さらなる推進）

- 自治体・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口(K-ねっと)」を全社協に開設（令和2年10月～）
- 全自治体の取組状況調査や、都道府県等へのヒアリング調査を通じた小規模市町村等の課題の把握。  
これらの状況を踏まえ、過疎や離島など条件不利市町村の体制整備を推進する事業の新設（令和2年度第三次補正予算）
- 都道府県等が意思決定支援に関する研修を実施できるようになることを目的とした「意思決定支援研修」の開始（令和2年12月～）
- 自治体職員が、全国の取組状況の検索や情報交換を行うことができる「ポータルサイト」を開設（令和3年2月～）

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる自治体・中核機関職員研修(基礎・応用)、都道府県職員研修を実施。
- 令和2年度には都道府県ヒアリング等で把握した効果的な市町村支援策を研修内容に反映するなど内容を随時充実。
- これまでに、3,222人が研修を受講(基礎研修:1,709人、応用研修:1,328人、都道府県担当者研修:185人が受講)。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン研修に切り替えたため、中山間地や島しょ部等からの参加も含め、受講希望者数が大幅増(受講者の所属市町村数は723市町村、都道府県数は47都道府県)。

## 体制整備研修の概要

		基礎研修	応用研修	都道府県担当者研修	
対象		市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員	
日程		毎年度2回～3回(1回当たり2日間)	毎年度3回(1回当たり3日間)	毎年度1回(1回当たり1日)	
内容等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村申立、意思決定支援、広報、相談等に関する事例を踏まえた演習を実施。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。 任意後見、補助、保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県研修の企画立案・運営に関する手法、最新の施策動向などの理解を目的として実施。</li> <li>○ 具体的には、都道府県が果たすべき役割や他の都道府県における効果的な市町村支援策等を紹介。</li> </ul> 	
受講実績	R1	受講者数	651人	447人	81人
		受講自治体数	364自治体	263自治体	47自治体
	R2	受講者数	1,058人	881人	104人
		受講自治体数	746自治体	453自治体	47自治体
	合計	受講者数	1,709人	1,328人	185人
		受講自治体数	877自治体	552自治体	47自治体

○ 厚生労働省においてはこれまで、以下の4点の手引きや事例集を作成し、自治体における体制整備の支援を行っている。

## ＜中核機関や地域連携ネットワークの整備に関するもの＞

- ① 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き(平成30年3月)
- ② 地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き(平成31年3月)
- ③ 中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集(令和2年3月)

## ＜市町村計画の策定に関するもの＞

- ④ 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き(平成31年3月)

①

平成29年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金(老人保健推進費等事業分)  
 「地域における成年後見制度の利用に関する相談支援やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」

### 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き

平成30年(2018)3月

成年後見制度利用促進体制整備委員会  
 (事務局: 公益社団法人 日本社会福祉士会)

②

平成30年度 厚生労働省 社会福祉推進事業  
 「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業」

### 地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き

企画 成年後見制度利用促進支援機能検討委員会  
 (事務局: 公益社団法人 日本社会福祉士会)

③

厚生労働省令和元年度中核機関の先駆的取組調査研究事業

### 中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集

～権利擁護・成年後見体制整備の地域の取組ヒント集～

中核機関の先駆的取組調査研究委員会  
 (事務局: 公益社団法人 日本社会福祉士会)

④

平成30年度生活困窮者脱贫準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)  
 「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業」

### 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き

平成31(2019)年3月

成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会  
 (事務局: 一般財団法人 日本総合研究所)

- これから体制整備を進める市町村等の参考となる考え方を紹介。
- 成年後見制度利用促進の体制整備に関する取組のうち、中核機関の整備を重点的に解説。

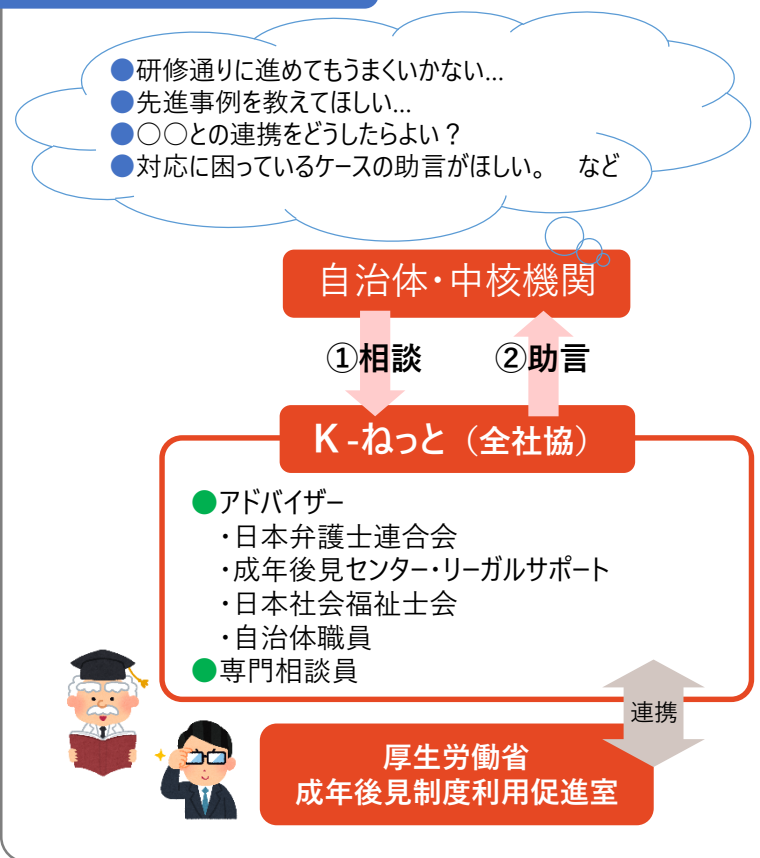
- 支援等の段階ごとに、中核機関としての実務の実践例を紹介。
- 支援内容を検討するための、アセスメント項目(情報収集・分析項目)の案を、ワークシート形式で提示。

- 51の取組事例の掲載と取組のポイント解説のほか、取り組んだ自治体、中核機関のコメント、連絡先を掲載。
- 人口規模や機能等様々な検索に応えられるよう、きめ細やかな目次設定。

- 4つの市町村計画の例を掲載して、パターンごとにポイントを解説。
- 各機能の評価項目例や、協議会設置要綱等の参考資料も掲載。

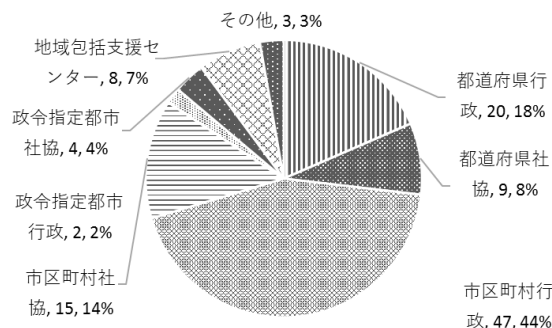
- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、令和2年10月に相談窓口(愛称:K-ねっと)を全国社会福祉協議会に設置(国の委託事業)。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体(日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会)や自治体職員などのアドバイザーや、有資格者である専門相談員の助言を受けながら、相談に応じている。
- 相談実績(R2.10～R3.2)は、108件となっている。(うち、電話による相談が77%(82件)、メールによる相談が24%(26件)。)
- K-ねっとに寄せられる相談は、市町村職員からのものが多い。また、相談内容は、体制整備についてが42%(45件)と最も多く、以下個別事例の対応についてが19%(21件)、成年後見制度についてが12%(13件)の順になっている。

## K-ねっとの実施スキーム

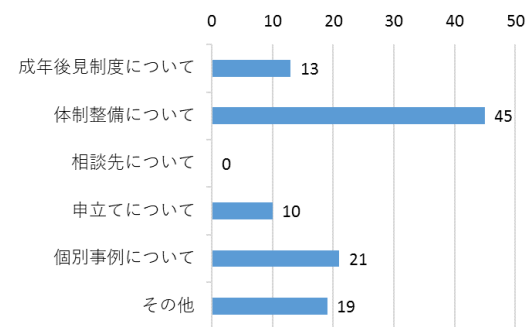


## K-ねっとの相談実績等(令和3年2月時点)

### ●相談のあった機関



### ●相談内容の内訳



### ●体制整備に関する主な相談例

中核機関関係	○中核機関の機能について、どこから整備したらよいか。 ○地域包括との兼務について、按分をどう考えたらよいか。
協議会・審議会関係	○協議会でどのような議題を取り扱うと効果的か。 ○審議会と協議会を兼ねてもよいか。
市町村計画関係	○市町村計画に他の自治体がどんなことを記載しているか教えてください。 ○市町村計画を策定していなくても中核機関は整備できるのか。
専門職との連携関係	○専門職が少なく、町村では協議会の人材確保が難しい。 ○受任調整に関して、専門職の有する名簿から推薦してもらう方式と、中核機関が候補者名簿を整備する方式のどちらがよいか。

# 成年後見制度利用促進のための体制整備

令和3年度予算 5.9億円

- 今後、認知症や単身の高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定などを推進する。

## 1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進、都道府県による支援体制強化 3.9億円

- 基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画の策定、都道府県による市町村支援体制の強化を推進。
  - 中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等、市町村職員・中核機関職員等に対する国研修の実施
  - 中核機関における市民後見人や親族後見人への支援体制強化、適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

## 2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.6億円

- 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

## 3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化 1.4億円

- 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

- **新型コロナウイルス感染症を踏まえた中核機関の整備・都道府県による支援体制強化事業** 令和2年度第三次補正予算：140億円の内数
  - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、様々な往来が控えられる状況においても、過疎等の条件不利地域を含め、全国どの地域でも成年後見制度の相談等に応じられるよう、権利擁護支援の体制を整備
    - ・ **中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用の推進**
    - ・ **条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進**

- **成年後見制度利用促進に係る現状調査等事業** 令和2年度第三次補正予算（国事業）
  - 中核機関等の体制整備を図る上での課題や支援ニーズ数を把握を行うため、民間事業者の調査により成年後見制度利用促進に係る取組状況の詳細な把握を行うとともに、市町村が権利擁護支援ニーズ等を簡便に推計できるモデルを構築する。

# 中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用の推進

令和2年度 第三次補正予算

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)(140億円)の内数

## 【要旨】

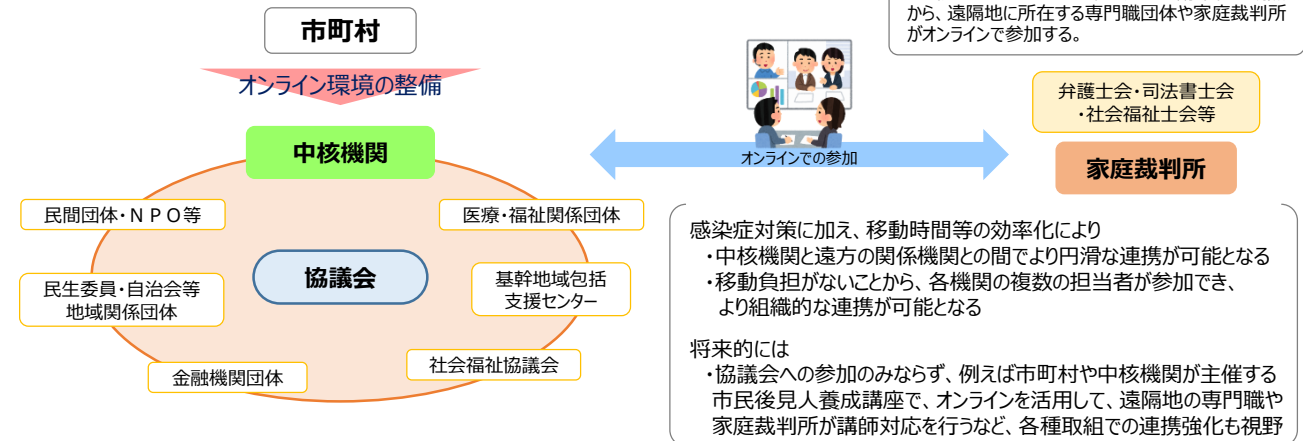
- 今後、基本計画の最終年度である令和3年度末までに480市町村が中核機関の整備を予定しており、各市町村における整備をさらに促進する必要がある。
- 中核機関等では、相談支援・チーム支援を含む会議やセミナー等を実施しているが、本人・家族等と対面方式で実施することがほとんどであるが、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、広報や相談支援、チーム支援等を推進する上では、中核機関と各種関係機関等との連携が重要であり、ウイズ・コロナの状況にも鑑み、オンライン活用を推進する。

## 事業内容

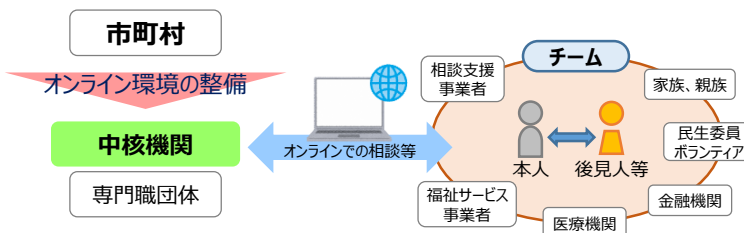
補助対象・事業の実施主体・補助率	
補助対象の取組・経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対策への配慮を行いつつ、体制整備を図るため、中核機関等が実施する相談・チーム支援などの取組について、オンライン化を図るもの。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信機器等の購入等経費</li> <li>・ソフトウェア導入に係る初期費用</li> <li>・ソフトウェア使用料</li> <li>・ソフト使用方法のフォローアップに係る費用</li> <li>・インターネット環境整備に係る修繕料</li> <li>・インターネット等通信料</li> </ul> </div>
事業実施主体	都道府県、市町村（委託可）
補助基準額	1自治体あたり 300千円
補助率	国3/4

### <取組例>

#### 専門職団体や家庭裁判所などの関係機関の協議会等への参加のリモート化



#### 中核機関とチームの連携オンライン化（相談支援等）



#### ① 広報啓発

チームの構成員に対して、制度理解を図る講座をリモートで実施

#### ② 初期相談

福祉の公共施設等にPCを配置し、本人からの相談を遠隔地の中核機関が対応

#### ③ 制度利用の検討

専門的判断を行うため、中核機関がタブレットを持ってケース検討会議等に参加し、専門職がリモート助言

#### ④ 書類作成の助言

様式等を示しながら、中核機関が、親族の申立書類の作成に、リモートで助言

#### ⑤ 後見人等選任後における支援の調整

ケアマネ等にタブレットを貸し出し、後見人等も参加する会議に、中核機関がリモート参加

# 条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進

令和2年度 第三次補正予算

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)(140億円)の内数

## 【要旨】

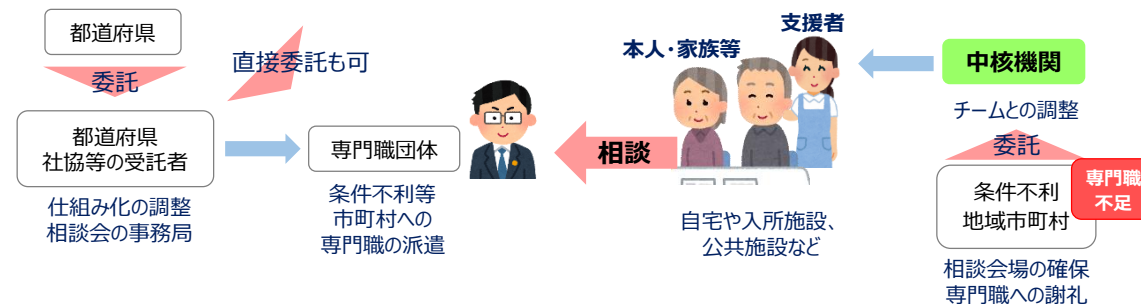
- 地理的条件等が厳しい山間部や島しょ部等に所在する市町村(以下、「条件不利地域」とする。)は、専門職人材の不足による困難事案への対応や受任の担い手不足などといった課題が生じていることもあり、他の地域と比較して、中核機関等の整備が進んでいない。(中核機関等の整備割合:条件不利地域市町村 27.7% < その他市町村 43.5%)
- 「成年後見制度利用促進基本計画」の中間検証結果(R2.3.17報告)では、都道府県による条件不利地域市町村への支援の充実が求められていることも踏まえ、KPI達成に向け、また新型コロナウイルス感染症発生下においても確実な支援が実施できるよう、単独では取組が難しい条件不利地域について、都道府県と市町村の共同・連携による体制整備の取組を推進する。

## 事業内容

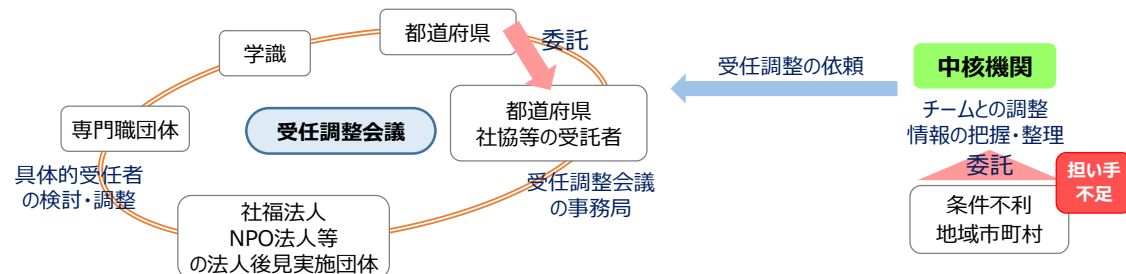
補助対象・事業の実施主体・補助率	
補助要件	(1) 条件不利地域を対象に実施する事業 (2) 共同・連携実施計画の提出
事業実施主体	都道府県及び市町村 (委託可)
補助率	国 3/4
実施スキーム	

### <取組例>

#### [1] 条件不利地域市町村への専門職派遣によるサポート体制の構築




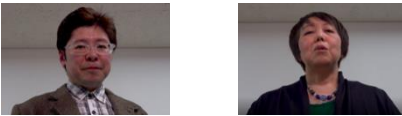

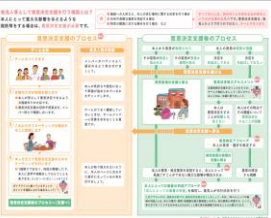

#### [2] 条件不利地域市町村での相談後に対する広域の受任調整体制の構築



- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を全国的に普及・開発していくために、令和元年度の研修の在り方研究事業を踏まえ、演習を含むカリキュラムを作成。令和2～3年度の2カ年で全47都道府県で実施予定。
- 今後、全国の自治体や専門職団体が本研修を自ら実施していくことができるように、全国を10ブロックに分けて3名ずつ本研修の講師を養成。また、成年後見制度利用促進ポータルサイトに、研修資料や映像素材を掲載。
- 令和2年度は15カ所でオンライン開催し、2,777名が受講申込み。また、全国各地の高等裁判所、家庭裁判所からも傍聴を受け入れている。

## 意思決定支援研修の概要

- <研修目標>
- ・ 代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた”気づき”を得る
  - ・ 後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り
  - ・ 後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について習得

章	タイトル	内容	
第1章	意思決定支援と代行決定 	①冒頭で、他者から「決めつけられる」という疑似ロールプレイを体験。 	②その上で、意思決定支援の基本的考え方や、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」における原則について学ぶ。 
第2章	後見事務における意思決定支援	後見事務における意思決定支援の体系を解説。研修プログラムを作成するにあたって寄せられた当事者からの声や好事例、残念な事例を紹介。財産管理における意思決定支援の視点も解説。	
第3章	意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 	「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の3つの場面(①支援チームの編成と支援環境の調整、②本人への趣旨説明、③本人を交えたミーティング)について、ガイドライン掲載事例をもとにしたドラマ映像を視聴して話し合うグループワークを実施。グループワークを交えながらガイドラインのプロセスを学ぶ。 	
第4章	Q&A	意思決定支援ワーキング・グループで作成したQ&Aを掲載。	



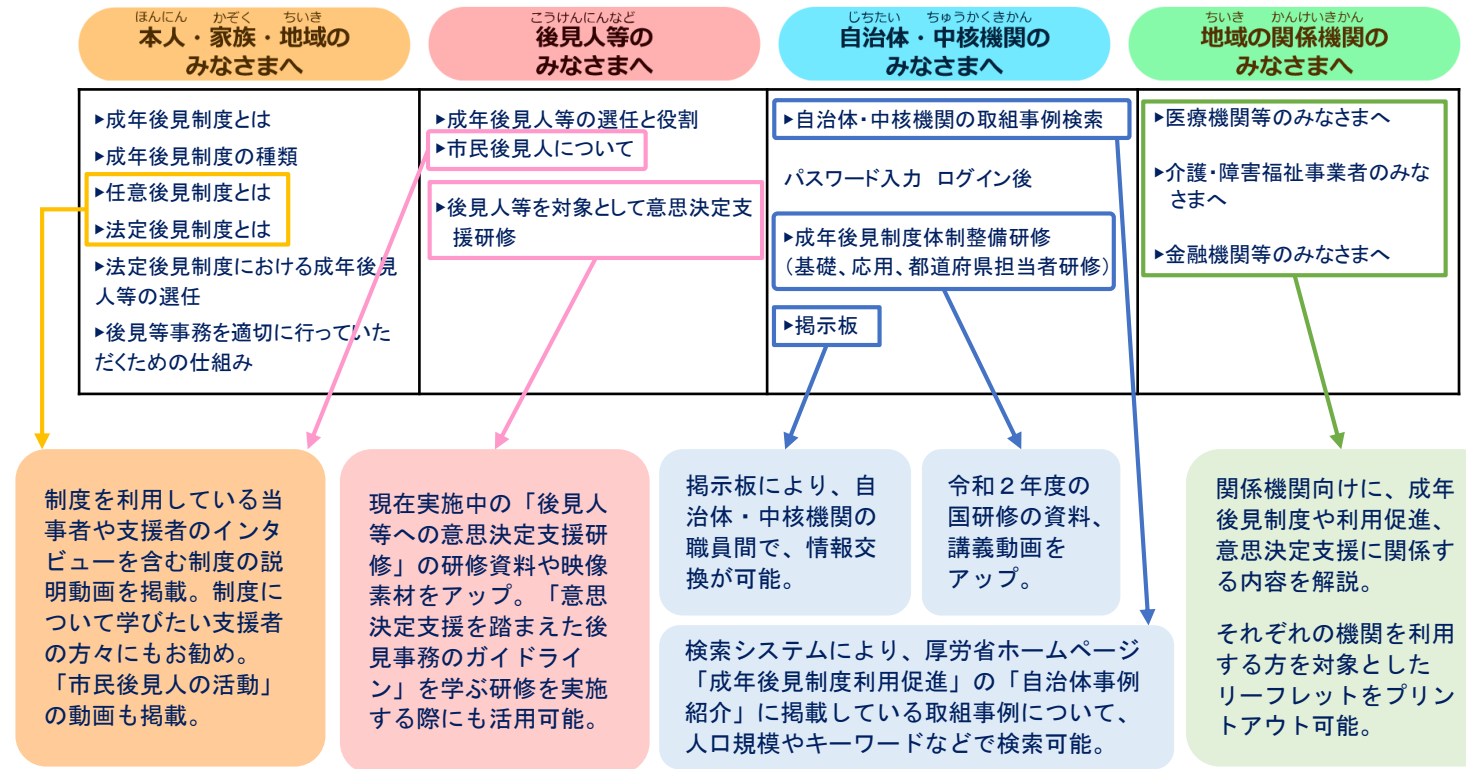
- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和3年2月26日にポータルサイトを立ち上げ。インターネットバナー広告により、サイトオープンを周知。サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、今年度の体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- サイト立ち上げと同時期に、任意後見、成年後見の利用を呼びかけるポスター、リーフレットを全国の自治体へ郵送。
- 次年度には、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット等を作成する予定。

サイト名：成年後見制度利用促進ポータルサイト(URL：<https://guardianship.mhlw.go.jp/>)

●ポータルサイトTOP  
(ポスター等も同デザインで展開)



●ポータルサイトの各ページイメージ



# その他利用促進に関する取組について

# 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化及びその周知等

- 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を実施。

## 【成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(内閣府が取りまとめ)】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する(187法律・令和元年12月4日までに全て施行)。

### (1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

### (2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

### (3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員等の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員等の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

### (4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

### (5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

## 【「会社法」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の改正(法務省)】

成年被後見人等についての取締役等の欠格条項を削除し、成年被後見人等であっても、取締役等に就任することができることとした上で、成年被後見人等の取締役等への就任及び成年被後見人等がした取締役等の資格に基づく行為の効力に関する規律を整備(令和3年3月1日施行)。

## 【事務連絡の発出(厚生労働省)】

国や地方公共団体等の職員の採用募集において、試験を受けることができない者として成年被後見人等を誤って掲げる等の事例が見受けられることから、上記のとおり関係法令が全て施行されたことに併せ、各府省や都道府県等に対し、政省令、条例、規則、通知、採用募集等を確認した上で必要に応じて適切な対応を行うこと、管下の市町村及び関係機関に対しても本事務連絡の内容を広く周知した上で必要な対応を求めることを依頼(令和3年3月1日発出)。

# 成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議について

## 1. 開催の趣旨

「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)」において、障害者や高齢者への後見開始等の審判請求に関し、「市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。

また、成年後見制度利用促進専門家会議において、「個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立ができるよう、親族調査の在り方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策等について、検討を行う必要がある。」とされた。(成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和2年3月17日成年後見制度利用促進専門家会議))

今般、上記事項の検討を行うため、「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催することとする。

## 2. 検討事項

- ① 審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について
- ② 市町村申立における親族調査の在り方について

## 3. 構成員

- ・青木 耕司 茨木市健康福祉部地域福祉課 課長
- ・秋山 由美子 NPO法人日本地域福祉研究所 理事
- ・新井 隆哲 横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課 課長
- ・坂本 尚史 東京都福祉保健局生活福祉部 部長
- ・中野 将 愛知県豊田市福祉部福祉総合相談課 副課長
- ・野村 政子 東都大学 准教授
- ・羽根 一誠 和歌山県白浜町民生課 社会福祉士
- ・森 和俊 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援) 課長

## 4. 検討スケジュール

令和2年10月から令和3年3月にかけて、計4回開催し、年度内に報告書を取りまとめる予定

# 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に係る取組について

## 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の趣旨

- ・障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- ・意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

## 意思決定支援の基本原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うこと。
- ② 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながらか意思及び選好を推定する。

## これまでの取組

平成28年度	(29年3月)「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」策定
平成29年度 ～平成30年度	厚生労働科学研究において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の理解、活用に関する研修カリキュラムを開発
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・厚生労働科学研究において開発した意思決定支援研修に関する研修カリキュラムを令和2年度から、都道府県が実施する相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修のメニューとして追加</li><li>令和2年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修において上記科目を都道府県で実施するための指導者養成のためのプログラムを実施し、令和3年度においても実施予定</li><li>・障害者総合福祉推進事業において「障害者支援施設における地域移行の実態調査及び意志決定支援の取り組みのための調査研究」を実施</li></ul>

# 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」に係る取組について

## 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の趣旨

認知症の人に関わる人において行われる意思決定支援の基本的考え方(理念)や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。

## 意思決定支援の基本原則

認知症の人が、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要。本人の示した意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り尊重される。また、意思決定支援にあたっては、身近な信頼できる関係者等がチームとなって必要な支援を行う体制(意思決定支援チーム)が必要である。

## これまでの取組

平成30年度	(6月)「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」策定 ガイドラインを利用した研修プログラムの策定及び研修に利用するDVDの作成等 (「認知症の人の意思決定支援のあり方に関する研究事業」平成30年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)実施主体:学校法人梅村学園 中京大学)
令和元年度	(6月)「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、「医療・介護従事者等の専門職向け認知症対応力向上研修等において、ガイドラインの内容を盛り込み普及する」旨が記載された。 平成30年度に作成された研修プログラムについて支援事例等の追加、また研修講師予定者や行政担当者に対する情報提供・講義用の講習(講師講習会)等を実施 (「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及および研修のあり方に関する調査研究事業」令和元年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)実施主体:合同会社HAM人・社会研究所)
令和2年度	各種研修において導入する意思決定支援に関する研修のプログラム(組込型研修プログラム)の改定(※)や、組込型研修プログラムの導入の一環として、医療・介護従事者向けの認知症対応力向上研修の研修カリキュラムの見直しを実施。 (※)「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの普及や活用実態および事前の意思表示のあり方に関する調査研究事業」令和2年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)実施主体:合同会社HAM人・社会研究所

# 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に係る取組について【令和2年度】

## 経緯

平成29年度:「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」(平成29年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業))

- 研究代表者:山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 医療機関を対象に調査を行い、成年後見人や身元保証人に求める役割や支援の実態、医療機関職員の成年後見制度理解の状況といった実態を把握

平成30年度:「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」(平成30年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業))

- 研究代表者:山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 平成29年度調査を踏まえ、成年後見・身元保証のそれぞれについて、好事例の調査を行った上で今後必要とされる対応の整理を行い、現場で活用するための「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(2019年5月、以下、「ガイドライン」という。)を作成。

その後、厚生労働省として、医療機関等にガイドラインを周知。

## 令和2年度の取組

○ ガイドライン活用状況の調査及びさらなる活用の推進

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する研究」(令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発研究事業))

- 研究代表者:山縣 然太郎(山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授)
- 令和2年度に医療機関等を対象に調査を行い、ガイドラインの活用状況を把握し、改善点を検討して、令和3年度には「ガイドラインに基づく実践手引き(仮称)」を作成する方針

○ ガイドラインのさらなる周知

- 都道府県の担当者会議等の機会を活用し、引き続きガイドラインの周知を進める。